3日 獣 発 第 129 号 令 和 3年 8月 19 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会 長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」の 一部改正と獣医師の診断時の検査の変更について

このことについて、令和3年8月2日付け3畜産第420号をもって農林水産省畜産局長から、3畜産第421号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に基づき国内での発生状況等を把握するため検査が行われていた「牛のブルセラ症」及び「結核」の清浄性が確認されたため、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、①両疾病が検査の対象から除外されたこと、②家畜改良増殖法第4条に基づく検査及び同第9条の2に基づく獣医師による診断時の検査の取扱いが変更となった旨の通知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・駒田

TEL 03-3475-1601